

国土交通省北海道開発局札幌開発建設部は、令和7年7月3日に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第5条第3項の規定により、「国道12号白石本通第二電線共同溝PFI事業」に関する実施方針を公表しました。

今般、PFI法第7条の規定に基づき、同事業を特定事業として選定したので、PFI法第11条の規定により客観的評価の結果をここに公表します。

令和7年8月1日

北海道開発局札幌開発建設部長 平山 大輔

国道 12 号白石本通第二電線共同溝 P F I 事業

特定事業の選定について

1. 事業概要

国道 12 号白石本通第二電線共同溝 P F I 事業（以下「本事業」という。）は、電線共同溝（管路部・特殊部・横断部）、車道、歩道、道路附属物（以下「本施設」という。）の調査・設計、工事及び工事監理、並びに電線共同溝（管路部・特殊部・横断部）（以下「維持管理対象施設」という。）の維持管理を P F I 法に基づき包括的に実施するものである。

選定された民間事業者は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として、本事業の遂行のみを目的とした会社（以下「事業者」という。）を設立し、P F I 事業を実施することを基本としている。

（１）事業名称

国道 12 号白石本通第二電線共同溝 P F I 事業

（２）事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

① 名称

一般国道 12 号

② 種類

電線共同溝（道路法第 2 条第 2 項の 9 に定める電線共同溝（道路附属物））

道路（車道、歩道等）

道路附属物（道路照明、道路標識等）

（３）公共施設等の管理者等

国土交通大臣 中野 洋昌

（本事業について国土交通大臣の事務を分掌する者 北海道開発局札幌開発建設部長
平山 大輔）

（４）事業内容

事業者は、本事業に関して、以下の業務を行う。

① 調査・設計業務

ア 調査業務

イ 設計業務

ウ 調整マネジメント業務（設計段階）

② 工事業務

ア 整備工事業務

※ 電線の入線工事及び既存電柱・電線の撤去は業務に含まない。

- イ 整備施設の所有権移転業務
- ウ 調整マネジメント業務（工事段階）
- ③ 工事監理業務
 - ア 工事監理業務
- ④ 維持管理業務（※入線した電線の維持管理は業務に含まない。）
 - ア 点検業務
 - イ 補修業務
 - ウ 調整マネジメント業務（維持管理段階）

（５）事業方式及び権利関係

事業者は、自らを本施設の原始取得者とし、国土交通省北海道開発局札幌開発建設部（以下「札幌開発建設部」という。）が所有する土地に本施設の設計・工事した後、本施設を未使用のまま札幌開発建設部に引渡すとともに、維持管理対象施設に対する維持管理を行う、ＢＴＯ（Build-Transfer-Operate）方式により本事業を実施する。このため、事業者は自己の名義による本施設の保存登記を行わない。

なお、既存ストックを活用する提案が選定された場合、国は、当該既存ストックの所有権について、工事業務の着手までに占有者から所有権を取得する予定である。

（６）事業期間及び事業費の支払い

本事業の事業期間は、札幌開発建設部と事業者との間で締結する事業契約の締結日から令和 32 年 3 月末までの約 24 年間とする。なお、本施設の札幌開発建設部への引渡しは、令和 17 年 3 月末を予定している。

本事業は、サービス購入型によって実施するものとし、札幌開発建設部は、事業者から本施設の引渡しを受けた後に、本事業の実施の対価（以下「事業費」という。）として、事業者に以下の費用を支払う。

- ① 施設整備費
- ② 維持管理費
- ③ その他の費用
- ④ 消費税等

なお、事業費の支払の詳細については、入札公告時に示す。

（７）施設の立地及び規模に関する事項

- ・ 事業場所：一般国道 12 号（北海道札幌市）
- ・ 用途地域：近隣商業地域
- ・ 事業延長：約 2.8km

2. P F I 事業として実施することの客観的評価

(1) コスト算出による定量的評価

本事業について、札幌開発建設部が直接実施する場合と P F I 事業として実施する場合の公共負担額の比較を行うに当たって、その前提条件を「別紙 定量的評価の根拠」のとおり設定した。

なお、これらの前提条件は札幌開発建設部が独自に設定したものであり、実際の応募者の提案内容を制約するものではない。

上記の前提条件のもとで、札幌開発建設部が直接事業を実施する場合と P F I 事業で実施する場合の公共負担額を比較すると、P F I 事業で実施する場合は、札幌開発建設部が直接事業を実施する場合に比べて、現在価値換算後、4. 7 %の V F Mが見込まれる結果となった。

(2) P F I 事業として実施することの定性的評価

本事業を P F I 事業として実施する場合の主な定性的効果として以下が挙げられる。

① 各種業務・工事の工程を最適化

- ・ 複数の業務及び工事と各段階での調整マネジメントを一括発注することにより、効率的かつ効果的な事業計画を期待。
- ・ 事業全体の様々なリスクを考慮した、最適な施工計画によって事業全体の工期短縮に帰結。

② 精度の高い詳細設計で手戻りを最小化

- ・ フロントローディングにより、調査・設計業務段階において精密かつ効果的に現況埋設物等を把握し、効率的な支障物移設設計を実施。

③ 早期の合意形成を行い、円滑に事業を推進

- ・ 調査・設計業務段階から工事業務段階、維持管理業務段階までの関係機関協議や地元調整等をワンストップ体制で行うことで、各種管路埋設の同時施工や早期の地元合意形成が図られ無電柱化の早期実現を推進。
- ・ 継続的な情報共有と監理体制の保持により、切れ目なく円滑な事業を推進。

④ まちづくりへの貢献

上記①～③の効果により、早期の無電柱化整備が期待されることから、次の効果の早期発現等に貢献。

●防災性の向上：

近年の激甚化・頻発化する豪雨災害や地震に対して、無電柱化を実施することにより、災害時の電柱倒壊や電線の垂れ下がりを防止する効果がある。

本事業区間は、第1次緊急輸送道路に指定されていることから、無電柱化による災害時の道路閉塞を防止することで、緊急車両の通行が可能となり、迅速な避難・救助、物資供給、応急復旧等の活動に寄与し防災性が向上する。

また、令和7年6月に閣議決定された第1次国土強靱化実施中期計画においても、電柱倒壊リスクがある市街地等の無電柱化対策が推進施策に位置づけられており、無電柱化の重要性が高まっている。

●通行空間の快適性向上

本事業区間は、バリアフリー法に基づく特定道路に指定されており、札幌市バリアフリー基本構想においては、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進するために定められた重点整備地区にも位置づけられている。

電柱が撤去されることで歩道を広く利用することができ、高齢者、障がい者等誰もが安全に安心して快適に移動できるバリアフリー環境の整備に寄与し通行空間の快適性が向上する。

●良好な景観創出

地上に設置された電線類の地中化により、良好な都市景観が形成される。

⑤ 民間資金等の活用による公共負担額の平準化

本事業をPFI事業として実施することで、施設整備及び維持管理などに要する費用を、サービスの対価として毎年定額支払うことから、財政支出を平準化することが可能。

⑥ リスク分担の明確化による安定した事業実施

発生が想定されるリスクについて札幌開発建設部と事業者間の責任分担を明確化し、調整マネジメントにノウハウがある事業者に最大限の努力が可能な範囲でリスクを分担することにより、リスク管理の最適化が図られ、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となるとともに、リスクの顕在化の予防に資することが想定され、事業目的の円滑な遂行や安定した無電柱化の実施が期待できる。

(3) PFI事業として実施することの総合評価

以上のことから、本事業は、PFI事業として実施することにより、定量的評価及び定性的評価に係る効果が発揮されるものと期待できる。また、このことは、実施方針公表後の民間事業者からの意見招請の結果からも、十分に実効性があるものと判断される。このため、本事業をPFI法第7条に規定する特定事業として選定することが適当であると認める。

別紙 定量的評価の根拠

1. P S CとP F I－L C CとV F Mの値		
項目	値	備考
①P S C（現在価値ベース）	（非公表）	公表しない場合はその理由 ・ その後の入札等において正当な競争が阻害されるおそれがあるため。
②P F I－L C C（現在価値ベース）	（非公表）	
③V F M（金額）	（非公表）	
④V F M（割合）	4. 7 %	

2. V F M検討の前提条件		
項目	値	算出根拠 （公表しない場合はその理由）
①割引率	1. 5 %	・ 「V F M（Value For Money）に関するガイドライン」を踏まえ設定した。
②物価上昇率	－	・ 物価変動の影響は物価変動リスクの調整により行い、事業費の算定には物価上昇率は加味しない。

3. 事業費などの算出方法			
項目	P S Cの費用の項目	P F I－L C Cの費用の項目	算出根拠
①施設整備にかかる費用の算出方法（このうち資金調達に係る費用は③参照のこと。）	・ 調査・設計費工事費 ・ 工事監理費 ・ 調整マネジメント費（設計段階・工事段階）	・ 調査・設計費工事費 ・ 工事監理費 ・ 調整マネジメント費（設計段階・工事段階） ・ 事業者の開業に伴う費用 ・ 引渡日までの事業者の運営費 ・ 融資組成に伴う費用 ・ 建中金利	・ P S Cの各経費については、事業実績を基に算定した。 ・ P F I－L C Cの各経費については、以下を考慮して算出した。 ①工事の一括発注による効果。 ②民間事業者の技術力や創意工夫により得られると想定される費用削減率（「PPP/PFI 手法導入優先的検討規程策定の手引き（内閣府）」を参考とした）。
②維持管理にかかる費用の算出方法	・ 点検業務費 ・ 補修業務費 ・ 調整マネジメント費（維持管理段階）	・ 点検業務費 ・ 補修業務費 ・ 調整マネジメント費（維持管理段階）	・ P S Cの各経費については、事業実績を基に算定した。 ・ P F I－L C Cの各経費については、民間事業者の技術力や創意工夫により得られると想定される減額を考慮して算定した。
③資金調達にかかる費用の算出方法	・ 施設整備費は、出来高に応じ支払 ・ 維持管理費は発生年度に支払	・ 施設整備に係る費用の長期借入による発生金利分を割賦手数料として計上	・ 資金調達条件については、過去のP F I事業の実績等を参考に、近時の金融市況を元に設定した。
④その他の費用		・ P F I事業実施に係る公共側の費用 ・ 引渡日以降の事業者の運営費 ・ 事業者の税引前利益	・ P F I－L C Cは、事業者の運営費等を計上した。